

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版 修補箇所

項目番号等										修補前	修補後	
編	章	節	項	項細	(1)	(ア)	(a)	①	⑦	表		
1	1	4	2							表1.1.1	注 加熱・冷凍能力、冷房・暖房能力は、適用される規格の許容範囲にかかわらず、設計図書に定める値を満足するものとする。	(注記 削除)
2	4	4	1		(1)	(ア)					コンクリートは次によるほか、・・及びJIS Q 1011「適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－分野別認証指針(レディーミクストコンクリート)」に基づき、…されたものとする。	コンクリートは次によるほか、・・及びJIS Q 1011「適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－分野別認証指針(レディーミクストコンクリート)」に基づき、…されたものとする。
3	1	3	3	14	(1)						低圧の場合は第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。高圧の場合は…	低圧の場合は第2編1.2.2「機器附属盤」による。高圧の場合は…
3	1	9	3	1	(2)	(ウ)					天井隠ぺい形は、定格風量で冷房62.0%以上、暖房68.5%以上	天井隠ぺい形は、定格風量で冷房60.0%以上、暖房65.0%以上
3	1	12	1		(5)	(イ)					JIS G 4051…によるもの。 なお、軸の接液部に、スリープ((4)の材質によるもの)を設けたものとする。	JIS G 4051…によるものとし、スリープ使用のものに限る。
3	2	1	12		(2)						天井吊形等は、地震力の計算又は製造者の試験に基づいた設置とする。 なお、支持をとる構造体からの距離を短くし、地震力による振動を抑制することで落下を防ぐことができる場合は除く。	天井吊形等は、吊り用ボルト等でを行い、振れ止めを施したものとする。
5	1	2	1		(2)						接液部の材質は、その主要成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。	(削除)
5	1	2	1		(5)						羽根車の材質は、次のいずれかによる。	羽根車の材質は、鉛を含まないもの又は鉛除去表面処理されたものとし、次のいずれかによる。
5	1	2	1		(6)	(イ)					JIS G 4051…によるもの。 なお、軸の接液部に、スリープ((5)の材質によるもの)を設けたものとする。	JIS G 4051…によるものとし、スリープ使用のものに限る。
5	1	2	2		(2)						接液部は、その主要成分に材料に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。	(削除)
5	1	2	2		(3)						揚水用ポンプ(立形)の構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機、共通ベース等とし、…	構成は、ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機、共通ベース等とし、…
5	1	2	2		(6)						主軸の材質は、以下のいずれかによる。 (ア) JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるもの。 (イ) JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G 4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。 なお、接液部に、スリープ((5)の材質によるもの)を設けたものとする。	主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるものとする。
5	1	2	3		(2)						接液部は、その主要成分に材料に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。	(削除)
5	1	2	3		(6)						ポンプは、…下回らないものとする。また、主軸の接液部の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるものとする。	ポンプは、…下回らないものとする。また、主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるものとする。
5	1	2	4		(2)						接液部は、その主要成分に材料に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。	(削除)
5	1	2	4		(8)						羽根車の材質は、次のいずれかによる。	羽根車の材質は、鉛を含まないもの又は鉛除去表面処理されたものとし、次のいずれかによる。

※なお、標準仕様書改定版を使用される際は、併せてご使用ください。